

東北町議会だより

第 35 号

発行 青森県東北町議会
 編集 議会広報特別委員会
 電話 0176-56-3111
 内線 310
 住所 東北町上北南四丁目
 32-484



町と基地対策特別委員会による要望活動
 (平成25年10月23日 東北防衛局)

主 な 内 容

- ◆12月定例会で審議された議案等 2 P
- ◆一般質問に4人登壇 4 P
- ◆各委員会及び協議会の活動 10 P
- ◆委員会報告 11 P

東北東中と東北中が統合し

新たに「東北中学校」

- 12月定例会において、「東北町立学校設置条例」を一部改正
- 位置は、現在改築工事中の東北中
- 施行日は、平成27年4月1日

◎12月定例会

12月定例会は、12月5日召集され11日までの7日間の会期で開催されました。

今期定例会には、町長より提案された補正予算案件6件、条例等に関する案件11件が可決されました。また、土場川土地改良区、県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業・経営体育成型）に関する陳情は採択となりました。

また、本会議では4人の議員が一般質問に立ち、活発な議論が交わされました。

審議された議案等は以下のとおりです。

12月定例会で審議された議案等

◎平成25年度一般会計補正予算案

・予算の総額に4億4555万2千円を追加し、総額を132億3407万円とするものです。

全会一致で可決

【歳出の主なもの】

△財政調整基金積立金

5866万1千円

△減債基金積立金

1億5800万円

△LED防犯灯設置工事費

1649万4千円

△地域の元気臨時交付金基金積立金

4億1099万4千円

◎平成25年度介護保険特別会計補正予算案

・予算の総額に23万6千円を追加し、総額を24億9399万4千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算案

・予算の総額に54万7千円を追加し、総額を1億1034万1千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成25年度公共下水道事業特別会計補正予算案

・予算の総額に69万3千円を追加し、総額を6億4044万6千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算案

・予算の総額に616万6千円を追加し、総額を3億7503万3千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成25年度上水道事業会計
補正予算案

・収益的支出の水道事業費用
の予備費から8千円を減額
し、同額を営業費用に追加
するものです。

全会一致で可決

◎東北町後期高齢者医療に
関する条例の一部改正

・地方税法の一部改正により
延滞金の割合を変更するた
めのものです。

全会一致で可決

◎東北町介護保険条例の一部
改正

・地方税法の一部改正により
延滞金の割合を変更するた
めのものです。

全会一致で可決

◎東北町農業集落排水事業受
益者分担金条例の一部改正

・地方税法の一部改正により
延滞金の割合を変更するた
めのものです。

全会一致で可決

◎東北町下水道事業受益者負
担金条例の一部改正

・地方税法の一部改正により
延滞金の割合を変更するた
めのものです。

全会一致で可決

◎東北町営住宅条例の一部改
正

・地方税法の一部改正により
延滞金の割合を変更するた
めのものです。

全会一致で可決

◎東北町税外諸収入滞納金督
促手数料及び延滞金徴収条
例の一部改正

・地方税法の一部改正により
延滞金の割合を変更するた
めのものです。

全会一致で可決

◎東北町立学校設置条例の一
部改正

・東北東中学校と東北中学校
を統合し、新たに東北中学
校とするためのものです。

全会一致で可決

◎青森県市町村総合事務組合
を組織する地方公共団体数
の増加及び青森県市町村総
合事務組合規約の一部変更

全会一致で可決

◎工事請負契約の一部変更

・防災行政無線施設設置工事
について、設計の一部変更
に伴い請負代金を変更する
ものです。

全会一致で可決

◎土場川土地改良区、県営農
業競争力強化基盤整備事業
(農地整備事業・経営体育
成型)に関する陳情書

全会一致で採択

◎工事請負契約の一部変更

・岩渡沢川改修(9工区)工
事について、設計の一部変
更に伴い請負代金を変更す
るものです。

全会一致で可決

◎工事請負契約の一部変更

・岩渡沢川改修(10工区)工

事について、設計の一部変
更に伴い請負代金を変更す
るものです。

全会一致で可決

平成25年 第6回議会臨時会

10月18日臨時会が開催さ
れ、次の議案が可決されま
した。

◎平成25年度一般会計補正予
算案

・予算の総額に3412万1
千円を追加し、総額を12
7億8851万8千円とす
るものです。

全会一致で可決

◎工事請負契約の締結

・乙部・萌出線改良舗装(1
工区)工事について、請負
契約を締結するものです。

全会一致で可決

◎工事請負契約の締結

・乙部・萌出線改良舗装(2
工区)工事について、請負

契約を締結するものです。

◎工事請負契約の締結

・乙部・萌出線改良舗装(3
工区)工事について、請負
契約を締結するものです。

全会一致で可決

◎工事請負契約の締結

・乙部・萌出線改良舗装(4
工区)工事について、請負
契約を締結するものです。

全会一致で可決

平成25年 第7回議会臨時会

11月22日臨時会が開催さ
れ、次の議案が可決されま
した。

◎工事請負契約の締結

・坂下町歩道橋撤去工事につ
いて、請負契約を締結する
ものです。

全会一致で可決

一般質問

4議員 町政を問う



田嶋 悟 議員

町の財政運営の見通しとその対策について問う。

質問

我が町の本年度予算は、補正予算も含め130億円を超える予算規模になるようです。郡部の町村に比べても大きな予算規模になっています。平成24年度決算において町の監査委員の審査意見書によれば、一般会計だけで143億7,000万円ほどの起債残高になっています。基金においては、前年度より6億4,000万円ほど減っています。その中で、さらに今年度は18億円以上の起債が見込まれているようです。本年度末では160億円以上の起債残高になり、今後町の財政運営に多大な影響が出てくるものと予想されます。起債とは一般家庭に置きかえれば借金に相当するものであり、我が町の人口が2万人とするならば、1人当たり80万円もの借金になり、平均家族が4人とするならば320万円もの借金となるわけです。起債が大きくなれば、将来的に町民の負担増につながるおそれが出てくると危惧されます。政府の政策であるアベノミクス、いわゆる三本の矢の効果も大都市

部では幾らかの効果が見られるものの、地方においてはまだまだ不景気の影響が見られます。我が町の一般財源の収入も今後も徐々に減っていくものと予想されます。さらに、町税等の未収入が多く、毎年不納欠損金として処理され、また町の工事管理の不十分さや、さらには設計変更等による増額の変更契約がなされる状況です。町から配付された資料によれば、27年度で基金は26億円程度になってしまいい、その中で財政調整基金と減債基金、合わせて10億円程度になるようです。町の起債が膨らみ、基金が減っていく中、今後町の財政運営が極めて厳しい状況下になるものと予想されます。町として行財政改革を今後どのように進めていく計画なのかお尋ねします。

答弁

町長

●当面は急激に町の財政

町の22年度から24年度の一般会計の決算状況を見ると、財政健全化に関する法律に基づく実質公債費比率では、平成22年度は13・9%、平成23年度は13・4%、平成24年度は12・9%であり、財政健全化基準の25%を大きく下回っています。また、将来負担比率では、平成22年度は115・4%、平成23年度は130・8%、平成24年度は111・5%であり、これも財政健全化基準の350%を大きく下回っています。

次に、一般会計における地方債の年度末残高ですが、平成22年度は156億412万2,000円、平成23年度は155億8,541万8,000円、平成24年度は143億7,848万9,000円であり、これは前年度と比較すると12億692万9,000円の減となっています。次に、一般会計に係る財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合計年度末残高ですが、平成22年度は38億2,883万7,000円、平成23年度は39億8,483万9,000円、平成24年度は37億2,551万1,000円となっていて、これは前年度と比較して5億4,757万9,000円の減となっています。この大きな理由としては、平成24年度に町債繰上償還の財源として減債基金6億8,230万円を取り崩したことによるものであります。以上のことを踏まえて、町の財政運営の見通しを考えると、当面は急激に町の財政運営が困難になる状況にはないと考えています。今後は、持続可能な財政運営に心がけながらも、町民が豊かさを実感し、安心・安全でこのふるさとに住みたいと考えるまちづくりを推進していく所存であります。しかしながら、全国の地方自治体と同様に我が町も自主財源に乏しく、国の財政計画に大きく依存してい

運営が困難になる状況はない。
●財政運営のかなめは歳入の確保と不要不急の歳出の抑制が大事と考える。

る状況にあります。今後の消費税を含む税制度、地方交付税の動向、補正予算による経済対策の実施等、将来の歳入歳出を推計することは大変困難な状況となつているところですが、財政に関する各指標、数値に留意し、健全な財政運営に努めてまいりますので、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政運営の対策についてですが、前段で申し上げましたことのほか、財政運営のかなめは歳入の確保と不要不急の歳出の抑制が大事と考えています。平成26年度の当初予算編成においては、財政健全化に向けての重点事項として、経常経費全体にわたる削減を図ること、普通建設事業を精査し、新規発行債の抑制を図ること、施設の統廃合を含めて施設管理の見直しを図ること、町単独補助金の整理合理化を図ること、以上4点を特に指示したところであります。また、高利率起債については今後とも財源の許す限り繰上償還を実施していきたいと考えています。



議員 雄正 澤 蛸

質問

町合併記念交流イベントについて問う。

甲地村が単独で自治体として発足し、昭和38年11月1日に甲地村から町制を施行、改称して東北町となりました。そして、平成の大合併は平成11年から政府主導で行われた市町村合併、自治体を広域化することによって行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的として、平成17年前後に最も多く合併が行われ、市町村合併特例新法が期限切れとなる平成20年3月末に終了しました。その市町村合併特例新法期限切れ前に、ともに歴史ある旧上北町、旧東北町が平成17年3月31日に合併し、改めて新東北町が発足しました。面積は326.71平方キロメートル、合併時の総人口2万16人、そして平成18年に「みどりの大地と小川原湖に彩られたいのち輝くいで湯のさと」の実現を目指し、「活力と交流」「健康と環境」「協働と自立」の3つの基本理念をもとに東北町総合振興計画を策定し、諸施策の計画的な推進に取り組んでまいりました。合併当初は、私は合併になじめ

ないようでしたが、はや8年経過して、町民を主体に歴代の町長、現町長、歴代町議会及び現町議会がともに町民の幸せを願って日々努力をして、ようやく一つの町、町民の自覚が芽ばえてきていると思います。

そこで、もうすぐ合併してから10年になるかと思う節目に、10周年記念イベントを計画、検討してはいかがでしょうかかと思いますが、お伺いします。また、記念イベントの内容等はこれからだと思いますが、主体的な記念レセプションのほかに、一部の記念イベントとして、例えば下北郡の東通村そば街道まつりでは9地区を会場にして村内、村外の人が訪れ、各集会所でもてなしの交流が図られています。私が感じたことは、自然と町民の交流が図られることから、仮称「合併記念街道まつり」等を検討、計画してはいかがでしょうかかと思っております。以上、よろしくお願いたします。

合併記念交流イベントについてですが、平成17年3月31日の合併から時のたつのは早いもので、はや8年が過ぎ、9年目を迎えようとしています。新東北町誕生10周年の節目に当たっては、議員ご提案の交流イベントも考えられるところですが、いつ実施するのか、記念式典はどうするのか、記念事業はどうするのか等々、種々検討事項があるかと思っております。

記念式典については、町の発展にご尽力をいただきました皆様方に褒賞授与等を考えておりまして、褒賞審議会において準備段階に入っております。

今後は、例えば「新東北町誕生10周年記念実行委員会」のようなものを立ち上げ、先ほど申し上げました種々事項

市町村合併の歴史を調べましたら、明治の大合併は近代的地方自治制度である市町村制の施行に伴い、明治21年6月13日、内部大臣訓令により全国的に行われました。旧上北町は明治22年、大浦村、上野村、新館村の3村合併により浦野館村となっております。その後、昭和の大合併は昭和28年の町村合併促進法に続く昭和31年の新市町村建設促進法により、昭和36年までに全国の町村数はほぼ3分の1になったそうです。そして、昭和33年9月1日に浦野館村から町制施行をして上北町と改称。旧東北町は、明治22年4月1日に町村制の施行により、

合併記念交流イベントについて問う。

「新東北町誕生10周年記念実行委員会」のようなものを立ち上げ、先ほど申し上げました種々事項

答弁

町長

について検討を重ね、町民全体でお祝いをできるような事業を展開してまいりたいと思っております。事業実施に当たっては、予算措置等が必要となるわけで、しかるべき時期にその内容等について議員各位にお示ししながら進めてまいりたいと思っております。



岡山 粕男 議員

質問
新たな米政策の与える影響について問う。

政府は、11月25日に米政策の見直しを決定しました。減反政策が始まって45年、これまでの米政策に一貫性がなく、農家は政策が変わるごとに戸惑ってきました。農家が安心して米づくりをしたいものだと思います。東北町は水

田面積がおよそ3,400ヘクタール、広大な水田を有しています。それがゆえに行政としても早い対応が必要と考えます。1万5,000円の定額補助金が2014年度には7,500円と半減し、5年後は廃止となります。また、米販売価格が下回ったときに払う変動補助金は来年度から廃止となりますが、農家への支払額がどのように変わるのか伺います。主食用米の余り政策を大きく転換し、家畜の飼料米への助成に変わりますが、水田活用支払交付金のあらましを伺います。さらには、政策制度への町長の現在の「生の思い」をお聞かせ願います。

東北町内販売農家およそ2,000戸のうち、中小規模の農家の中で大規模化し、国の政策にのっていきける農家数の見直しを伺います。今後この政策についていけず、離農者が発生するのではないか心配されますが、早急に政策説明会をすべきと思いますが、スケジュールを伺います。

特に担い手、青年農業者への指導を強化すべきと考えます。我が町は県内での新規就農者の多い町として期待されているところであり、当町での近年の就農者はどのくらいになっているのか伺います。11月25日の産業建設常任委員会での農林水産課長報告の中で、青年就農給付事業で給付の対象となった者が24年度は4人、25年度の見込み者が6人としていましたが、申請者の中で対象とならなかった者が何人あったのか、また町費でも支援すべきと考えますが、増額支援の考えがないのか伺います。



答弁

町長

●小規模農家の離農が増え、耕作放棄地はさらに増えるおそれがある。
●農家所得の向上につながる営農形態への誘導を図る支援体制を整えたい。

政府案によると減反参加農家に交付している定額補助金は26年度から大幅に削減し、30年度の減反廃止にあわせて支給をやめることにしています。また、米販売価格が基準を下回った際の変動補助金は26年度から廃止するとしており、その影響は当町の農家に限らず甚大なものであり、その結果離農者は増え、耕作放棄地はさらに増えるおそれがあると考えています。

概にその試算を当町に当てはめることはできませんが、25年度の作付面積で交付単価を算出した場合、定額補助の米の直接支払交付金では10アール当たり1万5,000円が半額の7,500円になると、25年産ベースでは約8,500万円の減収となります。また、変動補助の米価変動補填交付金については、過去3年の平均販売価格を下回った場合に、その差額をもとに算定した全国一律の単価で交付されることになっていますので、現時点では試算はできませんが、戸別所得補償モデル対策がスタートした22年産に對して本制度が発動され、当町では10アール当たり1万5,100円の単価で、総額1億7,600万円の交付がされました。その後は制度の発動がなく、交付されていません。そして、5年後の生産調整が廃止となれば、米の需給安定を図るため、地域での自主的な生産調整が必要であり、米の直接支払交付金の停止によって農家所得が激減し、数値ではお示しできませんが、

小規模農家の離農は増え、耕作放棄地はさらに増大し、多大なる影響が出るものと考えられています。

次に、中小規模農家の中で大規模化できる農家数の見通しですが、小規模農家や高齢化で担い手のいない農家の離農や経営転換によるリタイア農家の農地集積は見込めるものの、一経営体での経営規模拡大による大規模化は余り見込めないものと考えています。しかし、集落営農の組織化や法人化への誘導による大規模化についてはある程度見込めるものと考えています。

次に、小規模農家の切り捨て農政で離農者が多数出るのではないかについてですが、私も非常に残念ですが、議員さんと同じような考えであります。そのような農家には地域ごとの集落営農の組織化やその営農組織への参加を促して、農家所得の向上につながる営農形態への誘導を図る支援体制を整えていかなければならないと考えています。

次に、国内外を問わずTP

P交渉など、目まぐるしく変化し、さらにはますます厳しくなる農業政策の中での新規就農者支援の必要性でありませんが、現政策の間、小規模農家や高齢化で担い手のいない農家や離農や経営転換によるリタイア農家が増えている状況にさらに拍車をかけるように、米の定額補助の半額など、政策見直しの影響でますます離農者が増えることが予想されます。そのような中で、人口の減少による米の需給減少はあるものの、我が国の自給率や食料全体を考えた場合、離農者の減少に歯どめをかける施策を講じるとともに、新規就農者への支援も必要と考えているところであります。

現在当町では、人・農地プランに位置づけられている45歳未満の自立就農者で国の事業要件を満たしている新規就農者に対して、青年就農者給付金事業により4組の新規就農者に支援しているところであります。

答弁

農林水産課長

政策説明会の予定ですが、国のほうからまだ詳細な説明を受けていません。例年ですと2月の中旬から3月の中旬にかけて、農業者の営農計画書の提出の申請の時期になっています。それまでの間に国のほうから詳細な説明を受けて、農家の方に営農計画の申告時期に個別に詳細な説明をしていきたいと考えています。青年就農者給付金の対象にならなかった人数はということですが、当初、平成25年度に6名を予定していましたが、現在は4組の方が交付の対象になっています。



市川俊光 議員

質問

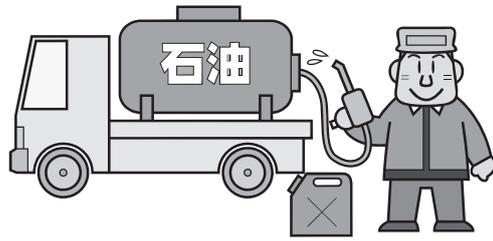
町民の灯油購入への助成について問う。

欠かすことができません。特にお年寄り世帯や病人のいる家庭では、健康管理のために適正な室内温度の確保は欠くことができません。また、受験生など子供たちの勉学のためにも夜遅くまで暖かい暖房が必要です。

安倍内閣の経済政策によって生活必需品や燃料などの物価が上がり、家計に大きな打撃をもたらしています。我が町でも「食事のおかずを1品だけにして我慢している」とか、「風呂のお湯を沸かす回数を減らして間に合わせている」などという、家計のやりくりの大変さを訴える町民の切実な声が聞こえます。そうしたなか12月を迎え、寒い冬を迎えています。北国に住む私たちにとって、冬は何をするにしても厳しい寒さを克服することが大きな課題です。なかでも家庭の暖房を確保することは、家族の安息のためにも健康を守るためにも

私は、今年3月の議会定例会一般質問で灯油価格高騰の状況を示して、町として町民の灯油購入への助成事業に取り組み考えはないかと質問しました。そのときの町長の答弁は「私も心配している」と、私の指摘に対して理解を示し、今後の推移を見ながら前向きに検討するというものでした。結果として今日まで灯油購入への助成は実施されていませんが、灯油価格はその後も下がることがなく推移し、また厳しい冬を迎えています。この間の生活必需品などの値上げや重い町民負担の状況を考えれば、この冬は町民にとってこれまで以上に厳しい冬であると考えます。せめて家庭の中では灯油代を我慢して寒さに凍える町民が出ないよう、お年寄りの健康が守られるよ

う、受験生がしっかりと受験に備えられるよう、今年こそ町として町民の灯油購入への助成事業を実施してはいかうでしょうか。灯油購入への助成事業の実施について町長の考えを尋ねます。



答弁

町長

他市町村や国・県の動向をみながら判断したい。

平成25年第1回定例会において、灯油高騰への対応策についてということで市川議員の質問にお答えしています。が、平成19年及び平成20年

における灯油小売価格の動向を青森県消費生活センターの情報から見ると、平成19年10月ごろから1リットル当たり80円台と上昇しはじめ、平成20年8月にピークを迎え、県平均で129円まで値上がりをしていくことから助成を実施しています。

この冬にも灯油購入への助成事業を実施する考えはないかということですが、その後の灯油小売価格の動向を見ると、平成20年11月から値下がりが続いていましたが、平成23年3月から80円台から90円台前半で推移してきています。今年の1月から11月までの動向を見ると、90円台の上がり下がりはあるものの、横ばい状態で推移している現状であります。このことから、灯油価格が高い水準ではあるものの、今後の動向を見きわめながら、また県が全市町村を対象に灯油購入費の実施状況等について調査中ですので、その結果を参考にし、さらに国・県の動向をみながら判断してまいりたいと思っております。

質問一
介護保険「要支援」サービス見直しの影響について問う。

1月に厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会がまとめた意見書案には、一定所得以上の高齢者の介護保険利用料を1割から2割へ倍に引き上げることや、特別養護老人ホーム入所者を原則要介護3以上に限定することなど、介護保険利用者の負担を増やし、サービスを切り捨てる具体的な内容が示されています。とりわけ要支援者へのサービスを見直して、訪問介護や通所介護を市町村の事業に移す方針が示されていることは、我が町としても対応が求められる事柄と思われまます。町は、国の介護保険制度見直しの中で、町に要支援者へのサービスが移されようとしていることについて、今後の町の対応や介護サービス利用者への影響をどのように考えているのか。現時点での町としての考えをお聞かせください。



国民の税負担を増やして実施する国の社会保障の改革は、社会保障の充実になるのではなく、介護保険制度の分野で見れば国の責任の撤退を進め、地方自治体にその責任を押しつけるものとなっています。

また、国民や利用者の負担もさらに重いものにされようとしています。こうした社会保障と税の一体改革は、消費税に反対する者のみならず、増税で社会保障がよくなると期待する国民までも裏切るものにほかなりません。町長は、町と町民に負担を強いる国の介護保険制度の見直しについてどのように受けとめていきますか。そして、どのような姿勢をもって対応される考えですか。町長の基本的な考えをお聞かせください。

町としては、第6期、平成27年度から平成29年度の介護保険事業計画を平成26年度中に作成します。第6期事業計画は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年度に向けて、中長期的な目標の設定が求められています。そのため、地域のニーズ、課題等を把握する日常生活圏域ニーズ調査を実施します。その結果を踏まえて課題等に対応してまいりたいと思います。

サービス利用者につきましては、既にサービスを受けている者については必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とし、新しくサービスを受ける者については多様なサービスの利用を促進しますが、必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とするなど、サービスの後退とならないように対応してまいりたいと思っております。

答弁

町長

サービスの後退とならないように対応したい。

ます。

また、介護保険制度の見直しに対しての姿勢についてであります。介護保険制度については地域包括ケアシステム、すなわち介護が必要になった高齢者も住みながら自宅や地域で暮らし続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制であり、このことを踏まえ、このシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、要支援者への支援の見直し、一定以上の所得者の利用者負担の見直しなどの制度改正に向け、国において検討されています。我が町の介護保険の状況を見ますと、65歳以上の人口の増加、介護認定者数の増加、特に介護度の重度化が見られるなど、介護給付費の増加が年々進んでいる状況であります。このことは介護保険料の負担増につながるものですが、特別養護老人ホーム等への待機者が依然として100名を超えており、解消を図りながらも給付と負担のバランスを考え、低所得

者への支援も行いながら運営していきたいと思っております。

質問二

納期前納付報奨金制度の見直しについて
問う。

町の納税制度において、町県民税や固定資産税を第1期の納期内に一括して納付した場合、納税者に対して報奨金を支払う制度が設けられています。この制度は、多額の報奨金の支払いが生じたことなどから、昨年12月の議会定例会において限度額を設ける改正が行われ、本年度実施されています。税金の一括納付に對して報奨金を支払う制度は、税収の早期確保、自主納税意欲の向上などを目的として創設され、一定程度その役割を果たしてきたと聞いています。しかしながら、昨今の経済情勢の中で実質的には企業の減税対策として利用されたり、また担税能力の高い納税者が利用しやすくて、そうでない納税者には利用することができないため不公平感が生じる

など、制度の弊害や矛盾が指摘されています。全国的にも報奨金制度の役割は終えたとして、この制度を廃止する自治体が大勢を占めているようです。納税者にとって、税の制度が公平性の確保された信頼できるものであつてこそ納税に対する意識も保たれます。各納期の期限に納付額を用立てることが精いっぱいである町民にとっては、担税能力が高い納税者に報奨金が支払われるということは納税への不公平感を感じ、税の使い道と

疑念をも抱くことにつながりかねません。我が町の納期前納付報奨金制度は、町からの報奨金としての支出を抑制するという観点での見直しは行われましたが、根本的問題点を温存したまま継続していると言わざるを得ません。納税の不公平をなくし、税の使い道としても適正なものとし、あらゆる疑念のない納税環境をつくるためにも、納期前納付報奨金制度はその廃止も含めてさらなる見直しが必要であると考え

るものです。町として納期前納付報奨金制度のさらなる見直しについてどう取り組むのかお伺いします。

答弁

町長

当面継続の方向だが、段階的に制度の見直しを検討したい。

この制度は戦後間もなく地方税法の規定に基づき、町条例でも制定されており、この間継続して施行されてきたものであり、町の財政面においては一般財源の早期確保という点、また納税者においても有利な制度として意義のあるものであります。当町では、昨年12月定例会において経費の縮減と制度の簡素化を図るため当該制度を見直し、今年度から施行しているところであります。その影響はと

いいますと、当該報奨金の交付額は昨年より約500万円の減少となっておりますが、交付基準を下げたにもかかわらず、昨年同期の徴収率と比較

しますと、主なる報奨金の対象税目である固定資産税においては、本年10月末で0.6ポイント上回っています。この要因としては、納税意識の高揚と当該制度の再認識によるものと思われませんが、見直し後まだ1年を経過したばかりですので、今後の納付率等の動向を見きわめながら継続していく方向ですが、市川議員さんのご意見をも踏まえた上で、さらなる納税意識の高揚を図るとともに、制度の見直しを検討していきたいと考えています。



各種委員会及び協議会の活動(10月～12月)

★総務企画常任委員会

開催日	11月26日
所管事務調査	(1)総務課 (2)企画課 (3)税務課 (4)総務課
事件(内容)	①防犯灯LED化促進事業について ①地域の元氣臨時交付金実施計画について ②東北町魅力映像制作配信事業について ①軽自動車税について ①公有財産等について

★産業建設常任委員会

開催日	10月3日
付託事件	①陳情第2号 土場川土地改良区、県営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業・経営体育成型)に関する陳情書について
開催日	10月30日
所管事務調査	(1)建設課 ①岩渡沢川改修工事について
開催日	11月25日
所管事務調査	(1)平成25年度主要事業の進捗状況について(建設課、農林水産課、商工観光課) (2)水道課 ①地域の元氣臨時交付金について

★教育民生常任委員会

開催日	11月27日
所管事務調査	(1)福祉課 ①保育所緊急整備事業について (2)町民課 ①国保会計の現状と今後の見込みについて (3)学務課 ①東北町立学校設置条例の改正案について (4)社会教育課 ①放課後子ども教室開設時間延長について
事件(内容)	

★議会運営委員会

開催日	11月29日
事件(内容)	(1)会期日程について ①平成25年第4回東北町議会定例会付議事件の概要 ②議会提出案件等 ③一般質問通告状況 ④請願、陳情等受理状況 (2)請願、陳情等の取り扱いについて (1)追加提出議案について (2)陳情書の取り扱いについて

★原子燃料サイクル対策等特別委員会

開催日	10月3日
事件(内容)	(1)視察研修について
開催日	11月8日
事件(内容)	鹿児島県へ視察研修

★基地対策特別委員会

開催日	10月23、24日
事件(内容)	三沢飛行場及び航空自衛隊第四補給処東北支処等の運用による障害緩和と生活環境整備に関する要望活動及び沖繩防衛局視察研修

★小川原湖環境保全対策特別委員会

開催日	10月9日
事件(内容)	(1)網走湖水環境改善事業の実施状況視察研修

★議会広報特別委員会

開催日	11月1日
事件(内容)	(1)議会だより第34号の編集について

★全員協議会

開催日	12月5日
事件(内容)	(1)東北町立学校設置条例の一部を改正する条例案について

委員会報告

○総務企画常任委員会

(11月26日開催)

委員長 和田 勇人



所管事務調査結果

△11月26日▽

総務課関係

町側から、①防犯灯LED化促進事業について、②公有財産等について説明を受けた。

町側から、①地域の元氣臨時交付金実施計画について、②東北町魅力映像制作配信事業について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【質問】町の電気料負担はどれくらいになるのか。

町側から、①地域の元氣臨時交付金実施計画について、②東北町魅力映像制作配信事業について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【回答】契約基数が増えることもあるので、正確な数字は算出してないです。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【質問】新規の防犯灯設置も該当になるか。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【回答】更新ということを考えています。新規は今後各町内会と相談することになります。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【質問】災害補償の種類について

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【意見】運動公園の野球場

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【回答】火災、落雷、破裂、爆発、土砂災害等による損害です。

フエンスの補修、多目的グラウンドの排水が悪いので整備が必要である。また、野球場の電光掲示板の設置も検討してほしい。

企画課関係

町側から、①地域の元氣臨時交付金実施計画について、

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

②東北町魅力映像制作配信事業について説明を受けた。

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【質問】補助事業に交付金を

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【質問】補助事業に交付金を

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【回答】補助事業については、

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【回答】補助事業については、

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

【意見】平成25年度の軽四輪

町側から、軽自動車税について説明を受けた。

○産業建設常任委員会

(10月30日・11月25日開催)

委員長 蛸澤 正雄



所管事務調査結果

△10月30日▽

建設課関係

町側から、岩渡沢川改修工

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【質問】上流も地盤が弱いと

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【回答】悪いと考えられるの

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

仮設道路は撤去し、その後右岸側の1工区から5工区までの工事を行います。仮設道路は護岸工事のためではなく、ゴム堰を作るために必要な仮設道路です。現在3ヶ所で取水していますが、ゴム堰を上流に作るにより1ヶ所で取水できるようになります。

【質問】ゴム堰の管理はどうなるのか。

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【回答】軽微な維持管理費は

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

水利組合で、大規模な維持管理

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

費については町になります。

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【質問】ゴム堰の管理はどう

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

なるのか。

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【回答】軽微な維持管理費は

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

水利組合で、大規模な維持管理

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

費については町になります。

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【質問】工期延長の理由は何

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、

【回答】工期延長の理由は何

町側から、①平成25年度主要事業の進捗状況について、



矢板・鉄板等の資材が震災の復興により入手できない状況です。町では標準工期で工事を発注し、工期内に完成するのが原則です。但し、資材が入手できないということから変更契約で工期を延長しなければならぬのが現状です。

3月28日契約している事業は国債事業であり、2ヶ年にわたって工期を設定し工事をすることになります。

【意見】資材の状況が分かっているのであれば、それをふまえて工期を設定すべきだし、業者は、工期内に完成出来るということを入札に参加している。変更契約については、設計業者の軽率な設計にあると思うし、業者選定にも問題がある。

農林水産課関係

【質問】しじみ貝種苗生産事業について、小川原湖漁協の負担分はあるのか。

【回答】総事業費は2,600千円で町補助金が1,500千円、漁協負担が1,100千円です。

【質問】経営体育成支援事業

について、追加要望24,754千円申請しているが、その額が配分されるのか。

【回答】決定ではないです。等があつた場合は保険に加入していただきます、それで対応します。シルバー人材センターの業務内容は、施設の掃除・来客の対応等をお願いしています。管理は町で対応しています。

商工観光課関係

【質問】まなか管理運営業務の委託業者が変わった理由は何か。

【回答】平成23年度まで管理委託してあつたNPO法人から管理業務が出来ないということから、昨年度からシルバー人材センターに委託しています。

【意見】緊急雇用創出対策事業について、準公共機関に近い農協・商工会等が事業を行えばいいと思うが、町の臨時職員のな形で事業を行うことについてどうなのかと思う。

【質問】わかさぎ公園刈払い業務委託で、地域のサークル等へ委託して良いことだと思

うが、事故等があつた場合、問題がないのか。シルバー人材センターが、施設の管理をすることが出来るのか。

【回答】わかさぎ公園刈払い業務委託は、滝沢平子供サークルへ委託しています。事故

水道課関係

【質問】水道用石綿管はどれくらいあるのか。

【回答】旧東北では6km、旧上北では18kmです。

【質問】地域の元気臨時交付金はどのような事業に充当するのか。

【回答】25年度は約179,589千円、26年度は410,994千円です。25年度15事業あり、主なものは上水道事業・東北中学校改築工事・上北小学校防水工事・集会所駐車場整備等です。

【意見】この交付金は補助事業の対象にならない事業に充てるべきだと思う。

○教育民生常任委員会

(11月27日開催)

委員長 山端 伸憲



所管事務調査結果
△11月27日▽

福祉課関係

町側から、保育所緊急整備事業について説明を受けた。

【質問】設計の見直しについて。

【回答】当初の建築面積約560㎡から約496㎡に変更します。

町民課関係

町側から、国保会計の現状と今後の見込みについて説明を受けた。

【質問】他町村が行っている法定外繰入金について。

【回答】国保会計の歳入不足により、一般会計から繰入れすることです。

【質問】資料によると国保税の滞納者は近隣町村と比べても多い。このままでは国保の運営が大変だということで保険税の引き上げをするとすれば、さらに滞納者が増えるのではないか。

【回答】保険税を上げることには考えていません。もし不足を生じた場合は、一般会計より繰入れを考えています。悪質な滞納者については、県滞納整理機構に依頼をして徴収しています。

【意見】保険税に限らず滞納者が増えないように、町としても対策を考えなくてはならない。

学務課関係

町側から、東北町立学校設置条例の改正案について説明を受けた。

社会教育課関係

町側から、放課後子供教室開設時間延長について説明を受けた。

【質問】時間延長に伴い、指導員の配置等について変更は



あるのか。
【回答】指導員の勤務時間の調整はありますが、配置の変更はないです。

○原子燃料サイクル 対策等特別委員会

(10月3日開催)

委員長 米倉俊男



△10月3日▽

調査の概要

本委員会は、原子燃料サイクル対策等について調査するため、町側から町長、副町長及び担当課長の出席を求め、視察研修についてを議題とし開催しました。町側から、九州電力・川内原子力発電所、鹿児島七ツ島メガソーラー発電所についての説明があり、委員会において町側と合同で11月8日に視察研修することに決定しました。



鹿児島七ツ島メガソーラー発電所視察研修

○基地対策特別委員会

(9月24日開催)

委員長 笹倉健



△9月24日▽

調査の概要

本委員会は、町長、副町長及び担当課長の出席を求め、

防衛省への要望活動及び沖縄防衛局視察研修についてを議題とし、開催しました。町側から、緊急避難道路の整備に関する要望書について説明があり、委員会において要望事項を検討した結果、防衛省に対して町側と合同で、10月23日から24日にかけて要望活動及び視察研修を実施することを決定しました。

【東北防衛局への要望項目】

- ①住宅防音工事指定区域の拡大について
 - ②調整交付金の増額と再編交付金の交付期間の延長について
 - ③岩渡沢川河川改修事業の予算確保について
 - ④緊急避難道路整備事業の推進について
 - ⑤小学校・中学校校舎等の防音事業の採択について
 - ⑥農産物加工施設整備事業の採択について
- 【江渡聡徳衆議院安全保障委員長への要望項目】
- ①緊急避難道路の整備に関する要望書



江渡聡徳衆議院安全保障委員長への要望活動

○小川原湖環境保全 対策特別委員会

(9月9日開催)

委員長 蛸沢達也



△9月9日▽

調査の概要

本委員会は、町側から町長、

副町長及び担当課長の出席を求め、網走湖水環境改善事業の実施状況視察についてを議題とし、開催しました。町側から、網走湖水環境改善事業の説明があり、委員会において検討した結果、町側と合同で10月9日に網走湖水環境改善事業について、北海道開発局網走開発建設部、西網走漁協を視察研修することに決定しました。



北海道網走湖水環境改善事業視察研修

議会の動き

月 日	用 務
10月3日	原子燃料サイクル対策等特別委員会
	産業建設常任委員会
10月9日	小川原湖環境保全対策特別委員会視察研修
10月16日	全国市議会議長会基地協議会東北部会
10月18日	第6回議会臨時会
10月23～ 24日	基地対策特別委員会要望活動及び視察研修
10月28日	青森県町村議会議長会 正副議長・事務局長研修会
10月30日	産業建設常任委員会
11月1日	議会広報特別委員会
	上北郡町村議会議長会 第3回定例会
11月8日	原子燃料サイクル対策等特別委員会視察研修
	知事を囲む行政懇談会
11月13日	全国町村議会議長会 第56回町村議会議長全国大会
11月20日	青森県町村議会議長会 道州制に関する議員研修会
11月22日	第7回議会臨時会

月 日	用 務
11月25日	産業建設常任委員会
11月26日	総務企画常任委員会
	上北郡町村議会議長会 議員研修会
11月27日	教育民生常任委員会
11月29日	議会運営委員会
12月5日	議会定例会
	議会全員協議会
12月10日	議会定例会
	議会運営委員会
12月11日	議会定例会

☆お知らせ

東北町テレビ

(東北町自主放送11チャンネル)

町議会3月定例会

放送予定(3月上旬)

放送日程や内容は、リモコンの「番組表」ボタンで確認することができます。

TEL 0176-56-3111
FAX 0176-56-3110

議 長	乙 供 吾 一
委 員 長	森 川 盛 人
副 委 員 長	和 田 勇 人
委 員	米 倉 俊 男
委 員	蛭 澤 正 雄
委 員	山 端 伸 憲
委 員	川 俊 光

今月は「議会だより第35号」をお届けします。

本号は、12月定例会を主に編集しましたが、内容の一部を要約しておりますのでご了承願います。

議会広報特別委員会では町民の皆様にご覧いただける紙面作りを心がけております。ご意見、ご要望等ありましたら匿名でも結構ですので、ご投稿をお願いします。

